

第 3 2 4 号 答 申

第 1 審査会の結論

名古屋市長（以下「実施機関①」という。）及び名古屋市教育委員会（以下「実施機関②」という。）が行った第 3に掲げる各決定（以下これらを「本件各処分」という。）に対する審査請求（以下これらを「本件各審査請求」という。）の対象となる行政文書を一部公開とした決定は、妥当である。

第 2 審査会における判断及び答申

本件各審査請求は、いずれも審査請求人が同一であるほか、実施機関の処分の妥当性の判断において、検討すべき内容等に類似する点が認められることから、当審査会はこれらを一括して判断し、答申を行うものとする。

第 3 本件各審査請求に至る経過

1 審査請求①及び②について

(1) 平成30年 4月17日、審査請求人は、名古屋市情報公開条例（平成12年名古屋市条例第65号。以下「条例」という。）に基づき、実施機関①に対し、次のような行政文書公開請求（以下「本件公開請求①」という。）を行った。

教育委員会に対する情報公開に係る不服申立の案件の処理状況がわかる文書（未答申のもの）

（公開請求書、決定通知書、不服申立書、諮問書、弁明意見書又は弁明書、及びその依頼文、修正依頼文、催促文）

(2) 同年 5月29日、実施機関①は、本件公開請求①の対象となる行政文書のうち、教育委員会に対する情報公開に係る不服申立て案件（未答申のもの）に関する諮問書（以下「本件行政文書①」という。）を特定し、その一部を非公開とする一部公開決定（以下「本件処分①」という。）を行い、その旨を審査請求人に通知した。

(3) 同年 6月 4日、審査請求人は、本件処分①を不服として、名古屋市長に対して審査請求①を行った。

(4) 同年 6月29日、実施機関①は、本件公開請求①の対象となる行政文書の

うち、公開請求書、決定通知書、不服申立書、弁明書又は弁明意見書、及びその依頼文（以下これらを「本件行政文書②」という。）を特定し、その一部を非公開とするほか、弁明書又は弁明意見書に係る修正依頼文、催促文（以下これらを「本件対象文書①」という。）については不存在によりその全部を非公開とする一部公開決定（以下「本件処分②」という。）を行い、その旨を審査請求人に通知した。

- (5) 同年 7月 9日、審査請求人は、本件処分②を不服として、名古屋市長に対して審査請求②を行った。

2 審査請求③について

- (1) 平成30年 5月25日、審査請求人は、条例に基づき、実施機関①に対し、次のような行政文書公開請求（以下「本件公開請求②」という。）を行った。

H29年度新任・2年目職員研修の記録 (心理職・一般事務職のもの)

- (2) 同年 7月 9日、実施機関①は、新規採用者前期合同研修（1日目）に係る研修案内、新規採用者前期合同研修（2日目）に係る研修案内、新規採用者前期クラス別研修に係る研修案内、新規採用者前期クラス別研修（職務経験者）に係る研修案内、新規採用者中期合同研修に係る研修案内、新規採用者後期研修（集合研修）に係る研修案内、新規採用者後期集合研修（職務経験者）に係る研修案内、新規採用者研修・後期ふりかえり研修に係る研修案内、2年目職員研修に係る研修案内、いずれも平成29年度実施のもの（以下これらを「本件行政文書③」という。）を特定した上で、その一部を非公開とするほか、心理職の職員に係る研修の記録（以下「本件対象文書②」という。）については文書が存在しないため非公開とする、一部公開決定（以下「本件処分③」という。）を行い、その旨を審査請求人に通知した。

- (3) 同年 7月10日、審査請求人は、本件処分③を不服として、名古屋市長に対して審査請求を行った。

3 審査請求④について

- (1) 平成30年 5月23日、審査請求人は、条例に基づき、実施機関①に対し、

次のような行政文書公開請求（以下「本件公開請求③」という。）を行った。

各区役所に対する開示請求

- ・DV被害者支援に係る会議で配布された文書及び議事録（H29年度）
- ・DV被害者に対する支援に関して愛知県警察と協議した文書 H29年度

(2) 同年 7月 5日、実施機関①は、DV（「配偶者からの暴力等」をいう。以下同じ。）被害者に対する支援に関して愛知県警察と協議した文書（H29年度）（以下「本件対象文書③」という。）を特定し、不存在を理由として、DV被害者支援に係る会議で配布された文書及び議事録（H29年度）（以下これらを「本件行政文書④」という。）を特定し、その一部が条例上の非公開情報に当たるとして、一部公開決定（以下「本件処分④」という。）を行った。

(3) 同年 7月20日、審査請求人は、本件処分④を不服として、名古屋市長に対して審査請求を行った。

4 審査請求⑤について

(1) 平成30年 7月 9日、審査請求人は、条例に基づき、実施機関②に対し、次のような行政文書公開請求（以下「本件公開請求④」という。）を行った。

傷病審議会に提出された文書、議事録 H29年度 H30年度

(2) 同年 7月23日、実施機関②は、傷病に関する諮問書として様式第 1号、様式第 1-1号のほか、意見検討書、様式第 2-2号、様式第 7号諮問票、様式第 8号（以下これらを「本件行政文書⑤」という。）を特定した上でその一部を、傷病審議会議事録（以下「本件対象文書④」という。）を特定した上でその全部を、非公開とする一部公開決定（以下「本件処分⑤」という。）を行い、その旨を審査請求人に通知した。

(3) 同年 7月26日、審査請求人は、本件処分⑤を不服として、名古屋市長に対して審査請求を行った。

第 4 実施機関の主張

1 決定通知書によると、実施機関は、本件各審査請求の対象となる行政文書を全部又は一部を非公開した理由として、おおむね次のとおり主張している。

(1) 審査請求①について

本件行政文書①に記載されている不服申立人の年齢は、特定個人を識別できる情報のうち通常他人に知られたくないと認められ、条例第 7条第 1項第 1号に該当する。

(2) 審査請求②について

ア 弁明書又は弁明意見書に係る修正依頼、催促は口頭で行っており、文書の作成及び取得をしておらず不存在のため、非公開とする。

イ 本件行政文書②に記載されている氏名、年齢、住所、郵便番号、電話番号、印影、個人のメールアドレス（以下これらを「本件情報①」という。）は、特定の個人を識別できるもののうち通常他人に知られたくないと認められるものである。

本件行政文書②の「不服申立書」及び「弁明書又は弁明意見書」には、個人の意識や信条に基づき記載されている部分や当該記載内容に関して言及している部分（以下これらを「本件情報②」という。）があるが、これらの部分は、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、本件情報①及び②は条例第 7条第 1項第 1号に該当する。

ウ 本件行政文書②に記載されている公開請求のあった行政文書に記載されている法人の印影（以下「本件情報③」という。）や、当該法人が不服を申し立てている事実は、当該法人の事業活動を行う上で内部管理に関する情報であり、公にすることにより、当該法人にとって明らかに不利益を与えると認められる。

したがって、本件情報③、法人の名称、電話番号、郵便番号及び所在地（以下これらを「本件情報④」という。）は条例第 7条第 1項第 2号に該当する。

(3) 審査請求③について

ア 本件行政文書③に記載されている情報のうち、依頼等により法人等の代表者又は事業を営む個人が作成した資料（以下「本件情報⑤」という。）は、公開することにより当該法人等及び個人に明らかに不利益を

与えると認められ、条例第 7条第 1項第 2号に該当する。

イ 本市には「心理職」という名称の職種はなく、本件対象文書②は存在しない。

(4) 審査請求④について

ア 本件対象文書③は、文書不存在のため、非公開とする。

イ 本件行政文書④には、名古屋市や他の地方公共団体、法人等が行うDVに関する相談者（以下「DV相談者」という。）の支援に関する事務又は事業の情報（以下「本件情報⑥」という。）やDV相談者の支援に係る職務関係者の氏名等（以下「本件情報⑦」という。）が記載されている。

ウ 本件公開請求③はDVの担当課に対する請求であることから、本件情報⑦は、その者が公務員であろうと公にすることにより、加害者から危害を加えられる可能性が生じうるなど、その者の権利利益を不当に害するおそれがあり、条例第 7条第 1項第 1号に該当する。

エ また、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第23条において、職務関係者に対して、被害者の安全確保及び秘密の保持に十分配慮すべきことが規定されていることからもわかるように、配偶者からの暴力の被害者を含む相談者への適切な支援には、相談者が安心して安全に相談できる環境が不可欠である。相談に関する情報が明らかになることは、相談者の安心と安全が脅かされることに繋がるとともに、相談者に相談先への不信感を与えることになり、今後の支援事業の遂行に支障を及ぼすおそれがある。

したがって、本件情報⑥は、条例第 7条第 1項第 5号に該当する。

(5) 審査請求⑤について

ア 本件行政文書⑤には、個人の私的な情報が記載されており、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）のうち通常他人に知られたくないと認められるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあると認められることから条例第 7条第 1項第 1号に該当する。

イ 本件対象文書④は、作成又は取得しておらず、不存在である。

2 上記 1に加え、実施機関は、弁明書においておおむね次のとおり主張している。

(1) 審査請求①について

ア 本件行政文書①は、本件公開請求①に係る文書の一つであることは明らかである。さらに、審査請求人は、本件処分①がなされたことについて、実施機関①の職員に対して、本件行政文書①が本件公開請求①に係る文書の一つであることは間違いない旨の発言をしている。これは実施機関①の文書特定に誤りがないことを認めるものであり、審査請求書の記載内容と矛盾するものである。この発言からも、実施機関①の文書特定について誤りはないものと判断すべきである。

イ 審査請求人は審査請求の理由として、文書の特定に誤りがあるとのみ主張するにとどまっており、実施機関①の処分のどの部分を違法又は不当と主張するものか判然としていない。

(2) 審査請求②について

ア 審査請求人が本件審査請求において審査請求の理由として述べていることは、非公開理由に係る条文に該当しない、不存在の文書は存在するとのみ主張するにとどまっており、具体的に、公開すべき理由及び存在すべき理由について述べているものではない。

イ また、審査請求人は、「『口頭で行っており』とする文書を作成するための文書」の存在を主張しているが、本件公開請求①に係る文書に含まれるとは考えられないものであり、本件審査請求②とは全く無関係な主張であると考えられる。なお、審査請求人は、「『口頭で行っており』とする文書を作成するための文書」の存在すべき理由についても、具体的に主張していない点を申し添える。

(3) 審査請求③について

ア 本件公開請求②にかかる行政文書に記載されている情報のうち、本件情報⑤は、当該法人等又は事業を営む個人のノウハウに関する情報であり、公にすることにより、法人等又は個人事業主が、今後事業を行っていく上で通常有する競争上の利益が損なわれると認められる情報である

ことから、条例第 7条第 1項第 2号に規定する非公開情報（法人情報）に該当する。

イ なお、事業を営む個人が公務員等である場合で、当該公務員等が依頼を受け個人として資料を作成していると考えられるときに、当該公務員等が事業を行う上で通常有する競争上の利益を確保することは、十分に法的保護に値するものである。

ウ 名古屋市職員は、職務の種類に応じ、職種区分表（職員の任用に関する規則別表第 1）に定める職種に分類されるが、当該職種区分表において、「心理職」という職種は設けられていない。

エ また、実際に、審査請求人の請求する「心理職」にかかる研修の記録は作成していない。

オ なお、審査請求人は「児童相談所は心理診断をする部門であり、厚生労働省が発行した児童相談所運営指針（以下「指針」という。）を根拠として、心理職を配置している」と主張している。しかし、名古屋市では児童相談所における職員の配置にあたり、職種によらず、指針に定める経歴や資格等に基づいて配置を行っていることから、審査請求人の主張には理由がない。

(4) 審査請求④について

平成29年度にDV被害者に対する支援に関して愛知県警察と協議した文書は存在しない。

(5) 審査請求⑤について

ア 本件行政文書⑤には、心身の故障により休職等をしようとする職員の氏名、年齢、傷病名、入通院状況等個人の健康状態を中心としたプライバシーに関する情報（以下これらを「本件情報⑧」という。）が全般にわたって記載されている。本件情報⑧は、条例第 7条第 1項第 1号の要件に該当するものであることから、非公開としたものである。

イ 名古屋市職員傷病審議会（以下「審議会」という。）の庶務は、総務局で行っており、本件対象文書④にあたる会議録は、総務局が作成し、実施機関②では作成していない。また、実施機関②は、担当者が審議会

に出席するものの、会議録は提供されない。そのため、実施機関②では当該文書を作成又は取得していない。

ウ また、審査請求人は、「『開示請求に係るもの』の行政文書名を記載すべきである」と主張するが、本件処分⑤を通知するにあたり、平成29年度及び平成30年度に実施機関②が審議会に提出した傷病に関する諮問書の様式第1号以下の文書名をすべて記載しており、失当である。

第5 審査請求人の主張

1 審査請求の趣旨

本件各処分を取り消す、との裁決を求めるものである。

2 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書で主張している審査請求の理由は、次のとおりである。

(1) 審査請求①について

文書の特定に誤りがある。

(2) 審査請求②について

条例第7条第1項第1号、第2号に該当しない。

不存在処分については存在する。

「口頭で行っており」とする文書を作成するための文書は存在する。

(3) 審査請求③について

条例第7条第1項第2号に該当しない。

開示請求に係る行政文書は存在する。

児童相談所は心理判断をする部門である。

心理職は配置されている。厚生労働省が発行した児童相談所運営指針を根拠として心理職を配置しているから文書は存在する。

(4) 審査請求④について

条例第7条第1項第1号、第5号に該当しない。

児童相談所はDV被害者を支援する機関であるから協議文書は存在する。

(5) 審査請求⑤について

条例第7条第1項第1号に該当しない。

開示請求に係る議事録を入手している。

「開示請求に係るもの」の行政文書名を記載すべきである。

第 6 審査会の判断

1 争点

以下の 5点が争点となっている。

- (1) 本件行政文書①に特定誤りがあるか否か。
- (2) 本件情報①、②、⑦及び⑧が条例第 7条第 1項第 1号に該当するか否か。
- (3) 本件情報③から⑤までが条例第 7条第 1項第 2号に該当するか否か。
- (4) 本件情報⑥が条例第 7条第 1項第 5号に該当するか否か。
- (5) 本件対象文書①から④までの有無。

2 条例の趣旨等

条例は、第 1条で規定しているように地方自治の本旨にのっとり、市民の知る権利を尊重し、行政文書の公開を求める権利を明らかにし、名古屋市の保有する情報の一層の公開を図り、もって市政に関し市民に説明する責務が全うされるようにし、市民の市政への参加を進め、民主的で公正かつ透明性の高い市政の推進に資することを目的として、制定されたものである。

当審査会は、この条例の原則公開の理念に立って、条例を解釈し、本件事案を判断する。

3 本件行政文書①から④まで及び本件対象文書①から④までについて

(1) 本件行政文書①及び②並びに本件対象文書①について

ア 行政文書公開請求に関し、審査請求がされる場合の全体の流れは、事案により相違はあるが、通常は以下のとおりである。

(ア) 行政文書公開請求者（以下「公開請求者」という。）が、実施機関に対して条例に定める事項が記載された行政文書公開請求書を提出する。

(イ) 実施機関は対象となる行政文書を特定し、当該文書に記載された情報の中に条例上の非公開情報がある場合はその部分を被覆するなど、具体的にどのような状態の行政文書を公開するか処分を決定し、公開

請求者の氏名や決定内容、その理由等が記載された決定通知書で公開請求者に通知する。

- (ウ) 公開請求者が上記(イ) の処分に違法・不当な点があると思料し、不服を申し立てる際は、公開請求者の氏名又は名称及び住所又は居所や審査請求の趣旨及び理由などを記載した審査請求書を審査庁に提出する。これらの中には氏名、住所などの本件情報①のほか、個人の意識や信条に基づき記載されている部分や当該記載内容に関して言及している部分である本件情報②が記載されているものも認められる。
- (エ) 上記審査請求が適法な場合、審査庁は諮問書によって、当審査会に諮問する。諮問書には諮問の趣旨等のほか、審査請求の時期によっては必要的記載事項とされていた審査請求人の年齢について記載されている。
- (オ) 実施機関に上記(イ) の処分の妥当性について説明させるため、行政不服審査法（平成26年法律第68号）に基づく審査請求にあっては審査庁が弁明書の、同法による改正前の行政不服審査法（昭和37年法律第160号）に基づく不服申立てにあっては当審査会が弁明意見書の提出を依頼文にて依頼する。この依頼文には対象となる行政文書公開請求や処分が特定できる情報等が記載されている。
- (カ) 実施機関が処分の妥当性について説明した弁明書又は弁明意見書（以下「弁明書等」という。）を提出する。この弁明書等の中には実施機関が当該処分の正当性を主張するため、本件情報②を記載しているものも認められる。
- (キ) 実施機関の弁明書等に明確な誤りがある場合や、提出が遅れている場合は、審査庁又は当審査会は実施機関に対して当該不備を解消するよう依頼等を行う。
- イ 請求書の趣旨から対象となる審査請求の事案は、名古屋市教育委員会が実施機関であり、本件公開請求①の時点で未だ答申に至っていない事案である。
- ウ 本件行政文書①は、上記イの事案に関する上記ア(エ) にいう諮問書で

ある。

エ 本件行政文書②は、上記イの事案に関する上記ア(ア)、(イ)、(ウ)、(オ)及び(カ)において取得又は作成した文書である。

オ 本件対象文書①は、上記イの事案に関する上記ア(キ)の事務を行う際に作成する文書である。

(2) 本件行政文書③及び本件対象文書②について

ア 本件行政文書③は平成29年度に、実施機関において新規に採用された職員、又は採用されてから 2年以内の職員を対象として、実施機関が実施した研修の資料である。実施機関が新規採用者及び 2年目の職員に対して必要な知識等を獲得することを目的として実施されている。また、研修資料の中には、実施機関の依頼により法人等又は事業を営む個人が作成した資料である本件情報⑤が含まれている。

イ 本件対象文書②は、実施機関において心理職として新規に採用された職員又は採用されてから 2年以内の職員を対象に実施された研修の資料である。

(3) 本件行政文書④及び本件対象文書③について

ア 本件行政文書④は平成29年度に実施されたDV被害者支援に係る会議で配布された文書及び議事録である。これには、名古屋市や他の地方公共団体、法人等が行うDV相談者の支援に関する事務又は事業の情報などの本件情報⑥やDV相談者の支援に係る職務関係者の氏名等の本件情報⑦が記載されている。

イ なお、本件行政文書④に関しては、審査請求④及び本件公開請求③において、その趣旨に明確でない点があったことから、当審査会において審査請求人への調査を行ったところ、審査請求人が本件公開請求③（「DV被害者支援に係る会議で配布された文書及び議事録（H29年度）」に係る部分に限る。）において知りたい情報は、平成29年度中に行われたDV被害者支援に係る会議（区役所職員が参加したもの）で配布された当該会議の議事内容に係る資料に記載された、名古屋市におけるDV被害者支援に係る計画の進捗状況、DV被害者支援の方法、留意点、相談対応事例等の、名古屋市におけるDV支援行政の具体的な内容の分かる

部分であるとのことであった。このことから、本件情報⑦の全部並びに本件情報⑥のうち法律の条文及び国により公表されている統計に関する部分については、本件行政文書④において審査請求人が公開を求める情報には当たらず、したがって、当審査会においては、本件行政文書④に関しては、本件情報⑥のうち法律の条文及び国により公表されている統計に関する部分を除いた部分について判断することとする。

ウ 本件対象文書③は平成29年度に上記アに該当するDV被害者に対する支援に関して愛知県警察と協議した文書であると解することが相当である。

(4) 本件行政文書⑤及び本件対象文書④について

ア 本件行政文書⑤は職員が傷病等によりその職に耐えない状態であるか否かを判断する傷病審議会にその判断をする際に提出する文書である。この文書には、心身の故障により休職等をしようとする職員の氏名、年齢、傷病名、入通院状況等個人の健康状態を中心とした情報など本件情報⑧が全般にわたって記載されている。

イ 本件対象文書④は上記アにいう傷病審議会において、どのようなことが話し合われたか、などが記録された文書である。

4 本件行政文書①に特定誤りがあるか否かについて

本件公開請求①によって特定されるべき文書が多岐にわたることから、実施機関は決定を行うまでの期間について延長を行っていることが認められる。本件行政文書①は、本件公開請求①の請求の趣旨に合った諮問書であることは明確である。さらに、延長した期間内に本件行政文書②を特定し、決定を行っていることから、審査請求人の主張に理由があるとは認められない。

5 条例第7条第1項第1号該当性について

(1) 本件情報①、②及び⑧は、特定の個人を識別できるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）のうち、通常他人に知られたくないと認められるもの、又は、特定の個人を識別することはできないが、公にすることによりなお個人の権利利益を害するおそれがあるものと認められる。

(2) したがって、本件情報①、②及び⑧は、条例第7条第1項第1号に該当

すると認められる。

6 条例第 7条第 1項第 2号該当性について

- (1) 本件情報③及び④は、本件行政文書②が行政文書公開請求にかかる審査請求に関する文書であり、当該法人が審査請求に何らかの関係があることは、当該法人の事業活動を行う上での内部管理に関する情報と認められる。
- (2) 本件情報⑤は、実施機関①の依頼を受けた法人等又は事業を営む個人がそのノウハウや技術を用いて作成した資料と認められる。
- (3) 次に本件情報③から⑤までを公開すれば、不当に不利益を与えることになるか否かを検討する。
 - ア 上記のことから本件情報③から⑤までは、当該法人等に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であることは明らかである。
 - イ 本件情報③から⑤までを明らかにすれば、通常有する競争上の利益を失うおそれがあるとする実施機関の主張に不自然、不合理な点はなく他に実施機関の主張を覆すに足りる特段の事情は認められない。
- (4) したがって、本件情報③から⑤までは、条例第 7条第 1項第 2号に該当すると認められる。

7 条例第 7条第 1項第 5号該当性について

- (1) 本件情報⑥（審査請求人が公開を求めていない部分を除く。以下同じ。）は本市が行う事務事業に関する情報であることは明らかである。
- (2) また、実施機関の主張は上記第 4 1 (4)エのとおりであるが、この主張に不自然、不合理な点はないほか、これを覆すに足る特段の事情も認められない。
- (3) したがって、本件情報⑥は、条例第 7条第 1項第 5号に該当すると認められる。

8 本件対象文書①から④までの有無について

- (1) 本件対象文書①から④までの特定に際し、各実施機関が行った本件各公

開請求書の文言の解釈は、不自然、不合理とまでは認められない。

- (2) 本件対象文書①から④までが存在していないという実施機関の主張に不合理な点はなく、他にその存在を疑わせる特段の事情も認められない。
- (3) このため、本件対象文書①から④までが不存在であることを理由として非公開とした本件処分②から④までは妥当である。

9 上記のことから、「第1審査会の結論」のように判断する。

第7 審査会からの付言

公開請求及び審査請求の趣旨が明確でないことから、その趣旨によっては本件各処分の妥当性に疑義が生じうる点が見受けられた。

当審査会は、上記第63(3)イで述べたものを始め、審査請求人に対して調査を実施したが、何らの回答も得られず、その点が明確にならなかつたものの、行政不服審査法（平成26年法律第68号）に定められた簡易迅速かつ公正な手続きを行うべく、上記のように判断したものである。

このような疑義を生じうる点については、行政文書公開請求者の協力を前提に、行政文書公開請求の受付時をはじめ、遅くとも実施機関が処分を決定する前に解消されてしまうべきである。

今後、実施機関においては公開請求に係る処分を行うにあたり、公開請求の趣旨を把握し、必要に応じて公開請求者に対して公開請求書の補正を求めることが要望する。

第8 審査会の処理経過

1 調査審議までの経過

- (1) 審査請求①

年月日	内 容
平成30年11月15日	諮問書の受理
同日	実施機関に弁明書を提出するよう通知
11月20日	弁明書の受理
平成31年 1月 8日	審査請求人に弁明書の写しを送付 併せて、弁明書に対する反論があるときは反論意見書を、口頭での意見陳述を希望する場合は意見陳述申出書を提出するよう通知

(2) 審査請求②

年 月 日	内 容
平成30年12月 7日	諮詢書の受理
同日	実施機関に弁明書を提出するよう通知
12月18日	弁明書の受理
平成31年 1月 8日	審査請求人に弁明書の写しを送付 併せて、弁明書に対する反論があるときは反論意見書を、口頭での意見陳述を希望する場合は意見陳述申出書を提出するよう通知

(3) 審査請求③

年 月 日	内 容
平成30年12月 7日	諮詢書の受理
同日	実施機関に弁明書を提出するよう通知
平成31年 1月16日	弁明書の受理
1月24日	審査請求人に弁明書の写しを送付 併せて、弁明書に対する反論があるときは反論意見書を、口頭での意見陳述を希望する場合は意見陳述申出書を提出するよう通知

(4) 審査請求④

年 月 日	内 容
平成31年 1月22日	諮詢書の受理
同日	実施機関に弁明書を提出するよう通知
2月22日	弁明書の受理
4月22日	審査請求人に弁明書の写しを送付 併せて、弁明書に対する反論があるときは反論意見書を、口頭での意見陳述を希望する場合は意見陳述申出書を提出するよう通知

(5) 審査請求⑤

年 月 日	内 容
平成31年 1月22日	諮詢書の受理
同日	実施機関に弁明書を提出するよう通知
2月25日	弁明書の受理

3月 6日	審査請求人に弁明書の写しを送付 併せて、弁明書に対する反論があるときは反論意見書を、口頭での意見陳述を希望する場合は意見陳述申出書を提出するよう通知
-------	---

2 調査審議以降の経過

年 月 日	内 容
令和 3年 1月21日 (第33回第 1小委員会)	調査審議
2月26日 (第34回第 1小委員会)	調査審議
3月17日 (第35回第 1小委員会)	調査審議
12月24日 (第43回第 1小委員会)	調査審議
令和 4年 1月19日	答申

(答申に関与した委員の氏名)

委員 荒見玲子、委員 門脇美恵、委員 川上明彦